

ナッジの倫理に関する検討について

第13回日本版ナッジ・ユニット連絡会議資料

ナッジ倫理委員会（仮称）事務局：環境省ナッジPT（プラチナ）
事務局補佐業務受託者：（株）電力シェアリング・（株）サイバー創研

❖ 今回ご報告し、お諮りしたい議題

1. 準備会合の結果報告
2. ナッジ倫理委員会（仮称）のあり方（提案事項）
3. （参考）日本心理学会「チェックリスト」等

1 準備会合の結果報告

❖ ナッジ倫理委員会（仮称）準備会合

日時：2019年12月2日（月）17：30～20：00

場所：TKP東京駅日本橋カンファレンスルーム211

出席者：

<有識者>

- 京都大学 大学院経済学研究科 依田高典 教授
- 東京大学 医科学研究所 生命倫理研究分野 神里彩子 准教授
- つくば市 政策イノベーション部 森祐介 部長

<事務局>

- 環境省
- (株) 電力シェアリング
- (株) サイバー創研

❖ 準備会合(12/2)の議事要旨

1. 問題意識：国内外でナッジが主流になり注目を集める中で、データ・生命倫理等と重なるナッジ領域独自の倫理について考えることが求められている。
 - ① 日本版ナッジ・ユニットに関わる環境省等の研究・実証事業
 - ② それ以外の主体（自治体・企業・大学等）の研究・実証事業
 - ③ 大企業や自治体等の社会実装局面
2. 独自の倫理規程や倫理委審査員会を核とする、しっかりとした倫理遵守の仕組みを有する大学・研究機関や大企業等がある。
3. 一方、中小企業や自治体等はその限りではなく、ナッジ研究・実証事業を行うに際しての規範等の拠り所や仕組みが必要。
4. しかしながら、例えば「ナッジ倫理委員会」が何らかの「規範・ガイドライン・綱領」を策定し「個別研究・事案」に対して、「審査」「管理」「助言」「コメント」を発する場合には、細心の注意を払わなければならない。

❖ 準備会合(12/2)の議事要旨

5. コンセンサスを得られた「ナッジ倫理の原理・理論・規範体系」が確立されていないため、相当な労力と時間を要する。
6. 日本版ナッジ・ユニットに関連するナッジ倫理委員会が、「規範」を示したり、「審査」をしたりすることの権威の拠り所、正当性が不透明。
7. 個別研究・事案に対して、「審査を行う」「管理する」「助言する」「リスク分析をする」または「コメントを発する」等の何らかの介入を行った場合、委員会や委員の法的な、または、アカデミアのプロフェSSIONナルとしての責任が問われるリスクがある。
8. そもそも、個別研究・事案の倫理遵守責任は事業主体が負うべきものであり、事業主体自身がコストと手間をかけて体制を構築をする必要がある。これをせずに、委員会に依存するのは適切ではない。

❖ 準備会合(12/2)の議事要旨

9. 例えば、大学等の倫理審査委員会をパスした案件をナッジ倫理委員会が審査を再度行うことは、その妥当性に加え、不必要な手間がかかるため適切ではない。

10. 日本心理学会をはじめ関連学会等の規範体系や審査基準等を良く精査した上で、それらとの調和を図る必要がある。

2 ナッジ倫理委員会（仮称）のあり方 （提案事項）

❖ (まとめ1) ナッジ倫理の共通規範・遵守システムを構築すべき背景

ナッジの主流化

- ・ ナッジ・ブーストへの注目が高まっており、研究・実証や、自治体・企業による社会実装が一般化しつつある中で、倫理的配慮の必要性が高まっている。

データ取得費用の低廉化

- ・ デジタル技術の進展により、個人のプライバシー等に関わるビッグデータ取得・解析が低コストで可能になり、データ独占の視点等も含め社会的にも「データ・倫理」が議論されてきている。

医療領域に関わるナッジの現出

- ・ ウェアラブル端末等を使えば、医療領域にも関わる個人情報・データが容易に手に入るようになり、それらを用いたナッジが低コストで行えるようになっている。

データ活用機運の高まり

- ・ 「情報銀行」などデータ利活用の機運が高まっており、支障の未然防止の観点から個人情報保護を含めた倫理的配慮の検討が急務。

❖ (まとめ2) ナッジ倫理の共通規範に当たっての課題

理論体系

- ・ ナッジ倫理の理論体系が確立されていない中で、その個別事業・研究への適用を議論するのは困難。

権能の拠り所

- ・ ナッジ倫理そのものに関する学会等の権威がない中で、誰が、どのような権能を持って、どのような職掌でその役を担うかは議論が分かれるところ。

重複領域との整合性

- ・ ナッジ領域は、行動経済学・心理学や生命倫理・データ倫理と重複しており、それぞれの学会や確立された倫理規範との整合を確保しなければならない。

実施機関の能力

- ・ 大学・研究機関・自治体・企業の中には、確固たる倫理規程や審査体制・能力のあるところもあれば、中小企業・自治体など必ずしもそうではないところもある状況。

❖ 提案事項「ナッジ倫理委員会（仮称）のあり方」（暫定案）

位置付け

- ・ 環境省が事務局となり、日本版ナッジ・ユニットの下に「ナッジ倫理委員会（仮称）」を設置する。

職掌

- ・ 「委員会」は、ナッジ遂行主体が遵守すべき、一般的な「指針・チェックリスト・モデル規程等」を策定する。

事業主体

- ・ 「ナッジ遂行主体（特に環境省ナッジ事業受託者等）」は、「指針等」を参照し、自らの権限と責任・負担で、ナッジ倫理を遵守する内部システムを構築・遂行する。

継続性

- ・ 「委員会」は、各事業における遵守状況や新たな課題の現出等を踏まえ、「指針等」を継続的にアップデートしていく。

付帯事項

- ・ その他必要な事項については別途定めることとする。

❖ 具体的作業案

1. 日本心理学会のチェックリスト等を参照しながら、「指針・チェックリスト・モデル規程等」を作成する。（まずはチェックリストから着手する）
2. その際、特に環境省ナッジ事業における個別事業を参考とする。必要に応じ、事業者のヒアリングを行う。
3. ただし、これは個別事業にお墨付きを与えるといった性質のものではなく、委員会・委員は当該事業への一切の責任は負わない。
4. 事業者は、チェックリストを参照して、自らナッジ倫理の遵守を図るとの位置付け。細かい運用は別途審議。

❖ 今後のスケジュール案

1. 令和元年度は3～4回程度の委員会を開催し、年度内を目途に暫定的なチェックリスト (Ver. 1.0) を作成する。
2. その過程で、複数のナッジ事業者からヒアリングを行い、チェックリスト作成にあたっての参考とする。
3. 令和二年度以降は、そのチェックリストをアップデートしていく。

ナッジ倫理委員会の構成（今後委員・顧問等の使命の可能性）

氏名(敬称略) 五十音順	所属・役職等
神里 彩子	東京大学 医科学研究所 生命倫理研究分野 准教授 日本生命倫理学会 理事 日本再生医療学会 生命倫理委員会 委員
栗林 勉	弁護士 栗林総合法律事務所 代表 前関東弁護士連合会 副理事長
森 祐介 (委員長)	つくば市 政策イノベーション部 部長 東京大学 大学院新領域創成科学研究科 客員連携研究員 新潟大学 大学院医歯学総合研究科 客員研究員 MIT Program on Emerging Technologies Team Member
山根 承子	行動経済学会 理事 東京大学 政策評価研究教育センター 招聘研究員 大阪大学 経済学研究科 招聘研究員
吉高 まり	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 環境戦略アドバイザリー部 チーフ環境・社会(ES)ストラテジスト 中央環境審議会 地球環境部会 臨時委員

3 (参考) 日本心理学会「チェックリスト」等

❖ 日本心理学会「倫理規程(第3版)(平成23年4月)」におけるフィールド研究の倫理指針抜粋

フィールド研究における倫理的に配慮すべき観点

■ 実証設計 ■ 実証運用 ■ 効果検証

遂行責任	研究計画段階での倫理的配慮	■ 研究の目的や方法が、対象フィールドの人々および生活の場に十分配慮したものであるか	■
	倫理委員会等の承認	■ 自らが所属する組織の倫理委員会等に具体的な研究計画を示し承認を受けているか	■
	適切な介入・支援の責任	■ 研究者と研究協力者の適切な人間関係を確立し、適切な介入・支援を行う責務を果たしているか	■
説明責任	研究遂行中の問題への対処	■ 研究遂行中に起こるさまざまな予期しない問題に対して、解決のために取り組む準備ができているか	■
	研究に不都合なフィールドの特徴を受容する態度	■ 研究遂行上、不都合なフィールドの特徴を無視することなく研究が発展するよう努めることができているか	■
	インフォームド・コンセント	■ 対象フィールドに参入する前に研究協力者に対し十分な説明を行い、同意を得ているか 等	■
管理責任	情報開示の継続性	■ 研究協力者に対し、研究に関する問い合わせ、情報開示の方法、手続きについて研究開始時に説明しているか	■
	研究計画の変更に伴う手続き	■ 研究協力者に変更内容を説明し、相互に合意した上で変更する準備ができているか	■
	研究成果の不適切な内容への対処	■ 不適切と思われる内容が成果に含まれていた場合、解決をはかるよう準備できているか	■
	研究協力者のプライバシーへの配慮と適切な関係の確立	■ 研究協力者のプライバシーを侵さないよう十分に注意しているか 等	■
	個人情報の保護	■ 研究協力者やフィールドに関連して知りえた個人情報の保護・管理を厳重に行っているか	■
	研究成果公表時の研究協力者の不利益の回避	■ 研究協力者の不利益になるような情報の開示を行わないよう配慮できているか	■
	研究協力者の個人情報とデータの管理	■ 研究終了後も記録媒体の管理を厳重に行う準備ができているか	■

❖ 日本心理学会チェックリスト(1)遂行責任

分類	チェックポイント	段階別		
		設計	実行	検証
1 研究計画段階での倫理的配慮	研究の目的や方法が、対象フィールドの人々及び生活の場に十分配慮したものであるか	☑		
2 倫理委員会等の承認	自らが所属する組織の倫理委員会等に具体的な研究計画を示し承認を受けているか	☑		
3 適切な介入・支援の責任	研究者と研究協力者の適切な人間関係を確立し、適切な介入・支援を行う責務を果たしているか		☑	
4 研究遂行中の問題への対処	研究遂行中に起こる様々な予期しない問題に対して、解決のために取り組む準備ができているか		☑	
5 研究に不都合なフィールドの特徴を受容する態度	研究遂行上、不都合なフィールドの特徴を無視することなく研究が発展するよう努めることができているか		☑	

❖ 日本心理学会チェックリスト(2)説明責任

分類	チェックポイント	段階別		
		設計	実行	検証
6 インフォームドコンセント	対象フィールドに参入する前に研究協力者に対し十分な説明を行い、同意を得ているか		<input checked="" type="checkbox"/>	
7 情報開示の継続性	研究協力者に対し、研究に関する問い合わせ、情報開示の方法、手続きについて研究開始時に説明しているか		<input checked="" type="checkbox"/>	
8 研究計画の変更に伴う手続き	研究協力者に変更内容を説明し、相互に合意した上で変更する準備ができているか		<input checked="" type="checkbox"/>	
9 研究成果の不適切な内容への対処	不適切と思われる内容が成果に含まれていた場合、解決をはかるよう準備できているか			<input checked="" type="checkbox"/>

❖ 日本心理学会チェックリスト(3)管理責任

分類	チェックポイント	段階別		
		設計	実行	検証
10 研究協力者のプライバシーへの配慮と適切な関係の確立	研究協力者のプライバシーを侵さないよう十分に注意しているか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
11 個人情報の保護	研究協力者やフィールドに関連して知りえた個人情報の保護・管理を厳重に行っているか		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
12 研究成果公表時の研究協力者の不利益の回避	研究協力者の不利益になるような情報の開示を行わないよう配慮できているか			<input checked="" type="checkbox"/>
13 研究協力者の個人情報とデータの管理	研究終了後も記録媒体の管理を厳重に行う準備ができているか			<input checked="" type="checkbox"/>

❖ ナッジ倫理原則のあり方

1. 欧米のガイドライン等

- ① 第一原則 Respect for Autonomy 自律の尊重 (A)
- ② 第二原則 Non Maleficence 無危害 (N)
- ③ 第三原則 Beneficence 善業 (B)
- ④ 第四原則 Justice 正義 (J)
- ⑤ 第五原則 Integrity 全一性 (I)
- ⑥ 第六原則 Social Responsibility 社会的責任 (S)

2. 参考になりうる倫理規程

- 1. 米国心理学会 (American Psychological Association) Ethical Principles of Psychologists and Code of Conduct (2016)
- 1. 英国心理学会 (The British Psychological Society) Code of human research ethics (2018)
- 1. 米国健康教育福祉局 The Belmont Reportベルモント報告書 (医療倫理が中心) (1979)

❖ 生命倫理・心理学等倫理原則の国際比較

	Medical Ethics	Belmont Report	BPS	APA
Respect for Autonomy 自律の尊重(1.A)	Respect for Autonomy(A) 自律の尊重	Respect for Persons 市民の尊重	Respect for the Autonomy, Privacy and Dignity of Individuals and Communities 市民と社会の自律・プライバシー・尊厳の尊重	Respect for Rights and Dignity 権利と尊厳の尊重
Non Maleficence 無危害(2.N)	Non Maleficence(N) 無危害	Beneficence 善業	Maximizing Benefit and Minimizing Harm 利益の最大化と害の最小化	Beneficence and Non Maleficence 善業と無危害
Beneficence 善業(3.B)	Beneficence(B) 善業			
Justice 正義(4.J)	Justice(J) 正義	Justice 正義	N.A.	Justice 正義
Integrity 全一性(5.I)	N.A.	N.A.	Scientific Integrity 科学的全一性	Fidelity and Responsibility; Integrity 信義・責任・全一性
Social Responsibility 社会的責任(6.S)	N.A.	N.A.	Social Responsibility 社会的責任	N.A.

❖ 多くの学域との境界領域としてのナッジ倫理

